

禁複製

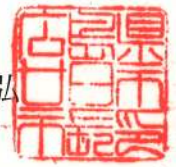
一般廃棄物処理施設設置許可証

平成25年5月17日

住所 広島県廿日市市木材港北4番60号
氏名 安田金属株式会社
代表取締役 安田秀吉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、設置の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。

廿日市市長 眞野勝弘



許可の年月日	平成25年5月17日	許可番号	第25-12796号
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（破碎処理施設） 廃プラスチック類、金属くず、紙くず、ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず		
設置場所	広島県廿日市市木材港北3番48号		
処理能力	9.6t/日（8時間）		
許可の条件			
留意事項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

禁複製

第四十五号様式（第十条の四関係）（A4）

許可通知書

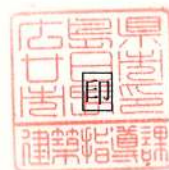
第H24許可通知廿日市市00017号

平成25年5月17日

安田金属株式会社

代表取締役 安田 秀吉 様

廿日市市長 眞野 勝 弘



1. 申請年月日 平成25年2月20日
2. 建築場所又は築造場所 廿日市市木材港北1070番地9
3. 建築物若しくは工作物又はその部分の概要

- (1) 用途 一般廃棄物処理施設の用途に供する建築物
- (2) 規模

申請部分

延べ床面積	324.68 m ²
構造・規模	鉄骨造地上1階建て

4. 処理施設の概要

- (1) 用途 一般廃棄物処理施設（破碎施設を備えたごみ処理施設）
- (2) 処理能力 9.6トン/日×1基（破碎機）

上記による許可申請書及び添付図書に記載の計画について、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、許可しましたので通知します。

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。